

# 森林経営管理制度について

徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会  
ハローフォレスト



# 森林経営管理制度の概要

平成31年4月から「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度への取り組みがはじまりました。

○森林所有者には、山が手入れ不足とならならないよう **適切な森林の経営や管理を行う「責務」**があることが明確化されています。

○森林所有者が森林の経営管理ができない場合、**「市町村」に森林の経営管理を委託**できるようになります。

→ 市町村に委託した森林のうち

- ・ 林業経営に適した森林は、**「意欲と能力のある林業経営者」に再委託**されます。
- ・ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、**市町村が直接管理**をします。

# 森林経営管理制度の概要

## 森林経営管理制度 ～新たな森林管理システム～の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加



経営管理が行われていない森林について  
「市町村」が仲介役となって  
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築

林業経営に  
適した森林



経営管理を  
再委託



意欲と能力のある  
林業経営者

林業経営に  
適さない森林



市町村自ら管理

林野庁資料より作成

令和元年4月1日からスタート

# 森林経営管理制度の創設の背景（国内の森林）

- ・スギ・ヒノキの人工林の**約5割**は、木材として利用可能

「伐って、使って、植える」

**森林資源を循環利用**する時代



- ・長期の林業の低迷・森林所有者の世代交代etc.

森林の管理不足、所有者不明森林の増加

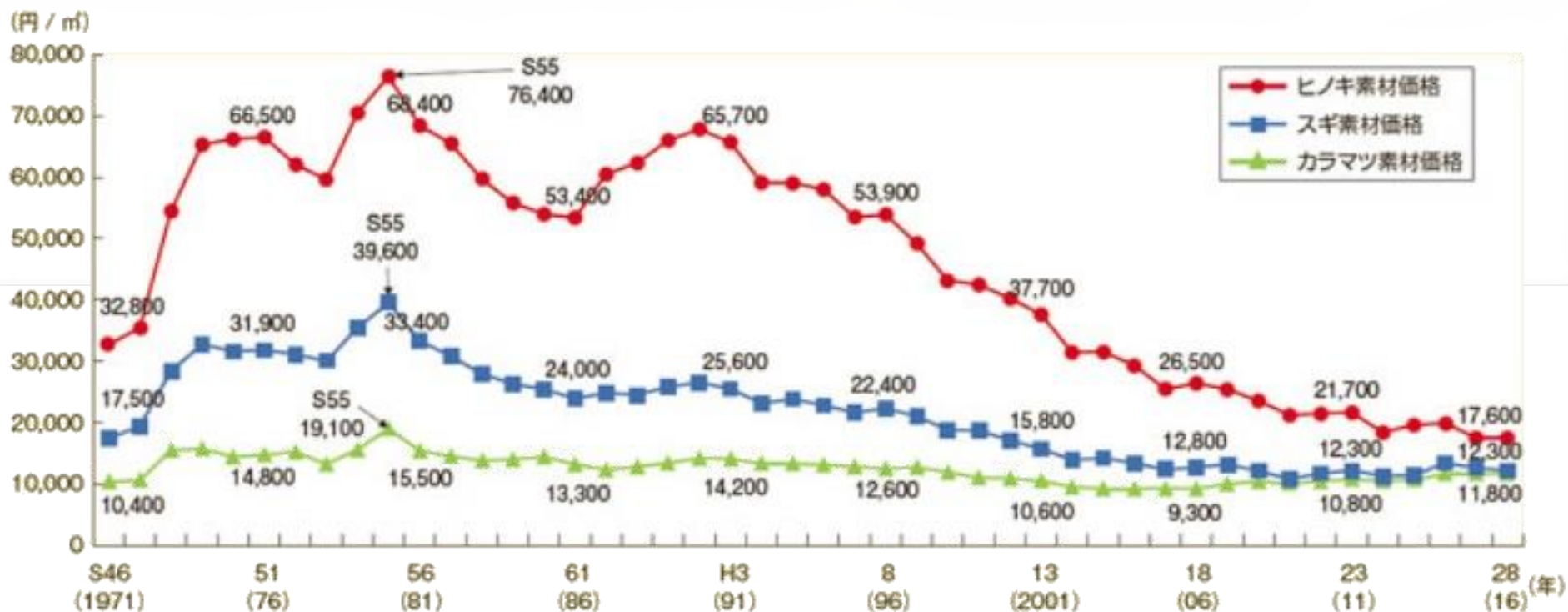
**災害防止・地球温暖化防止**など森林の機能の低下



# 森林経営管理制度の創設の背景

木材価格下落による**森林資産価値の低下**

## スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移



外材輸入解禁

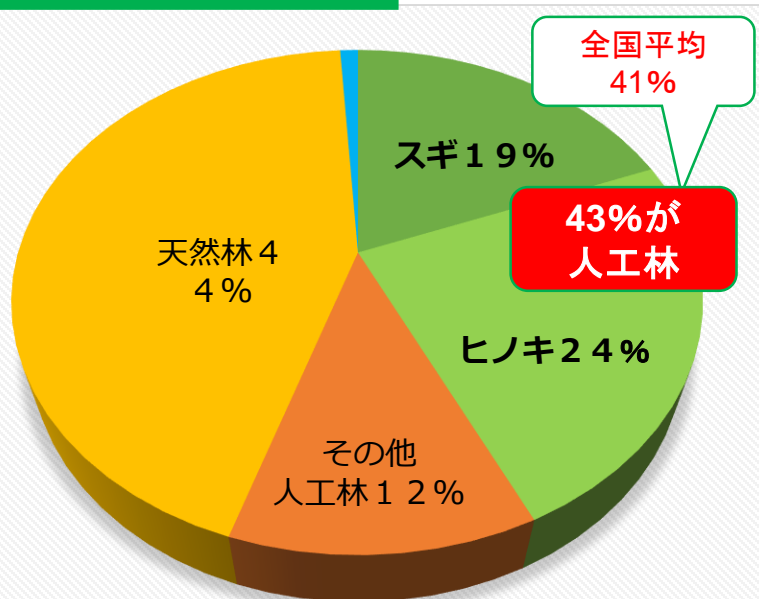
技術開発

生活様式の変化

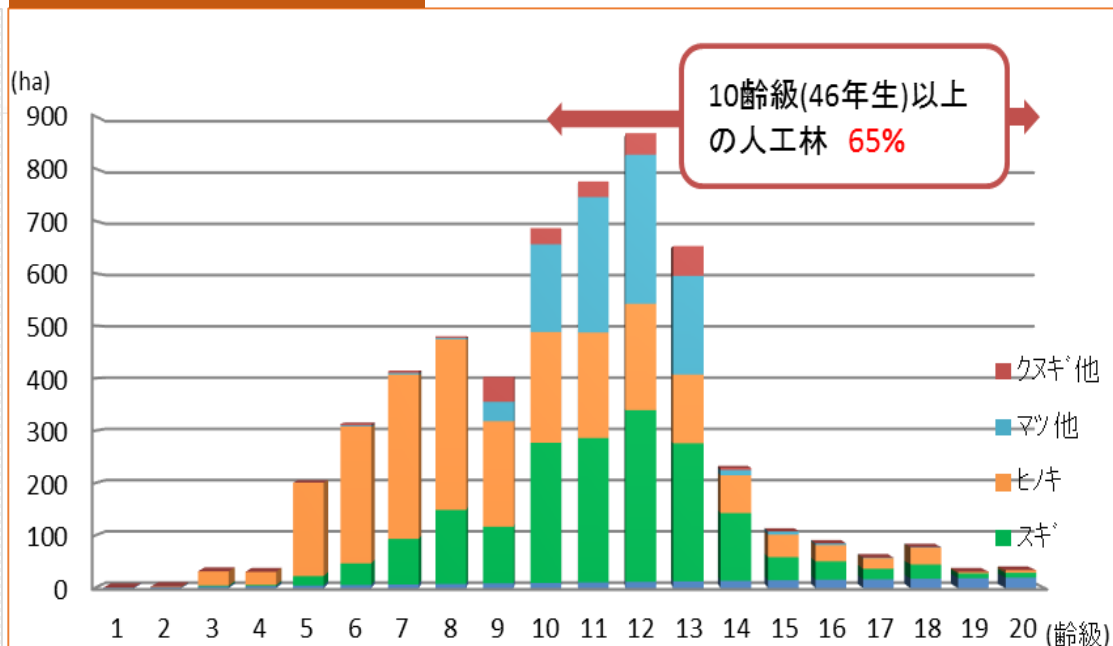
# 東みよし町の森林（森林資源）

- 総土地面積の約**79%**が森林  
(森林面積9,707haのうち**8,950ha**が私有林)
  - 森林のうち**43%**がスギ・ヒノキの人工林
  - 人工林の**65%**が10齢級(45年生以上)
- ～**木材として利用価値**のある多くの人口林～

## 樹種別面積割合



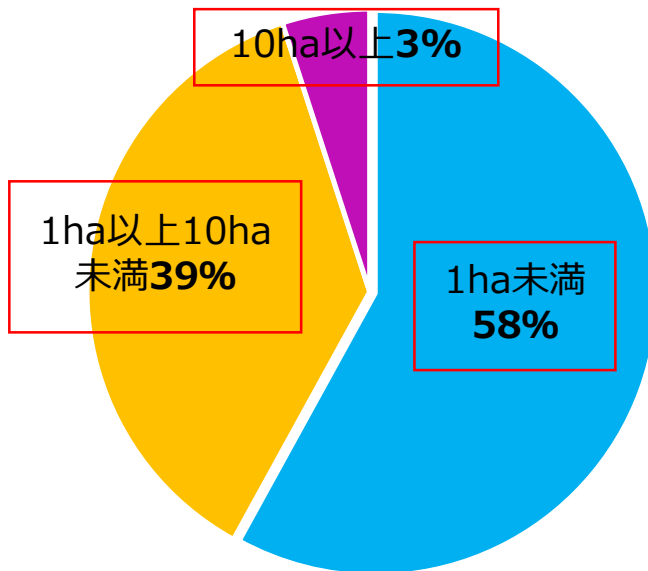
## 人工林の齢級別面積



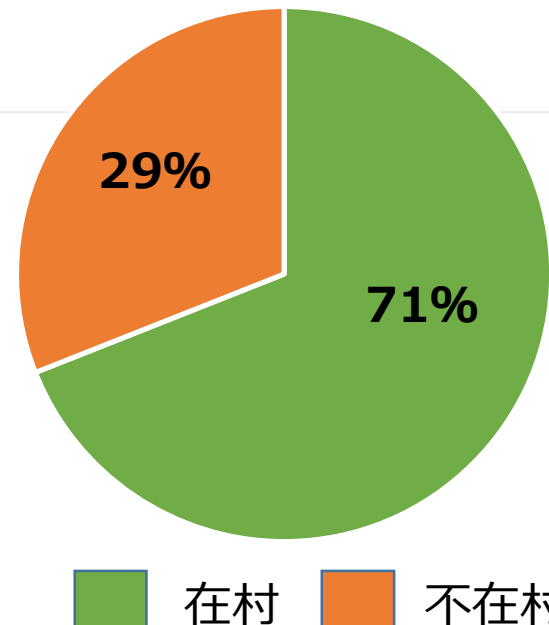
# 東みよし町の森林（管理状況）

- 東みよし町の森林所有者数 約4,900人
- 1人当たりの森林所有面積は1ha未満が**58%**
- 森林所有者の**29%**が不在村  
~所有者の不在村化による**森林の管理不足**~

1人当たり森林所有面積



所有者不在村森林割合

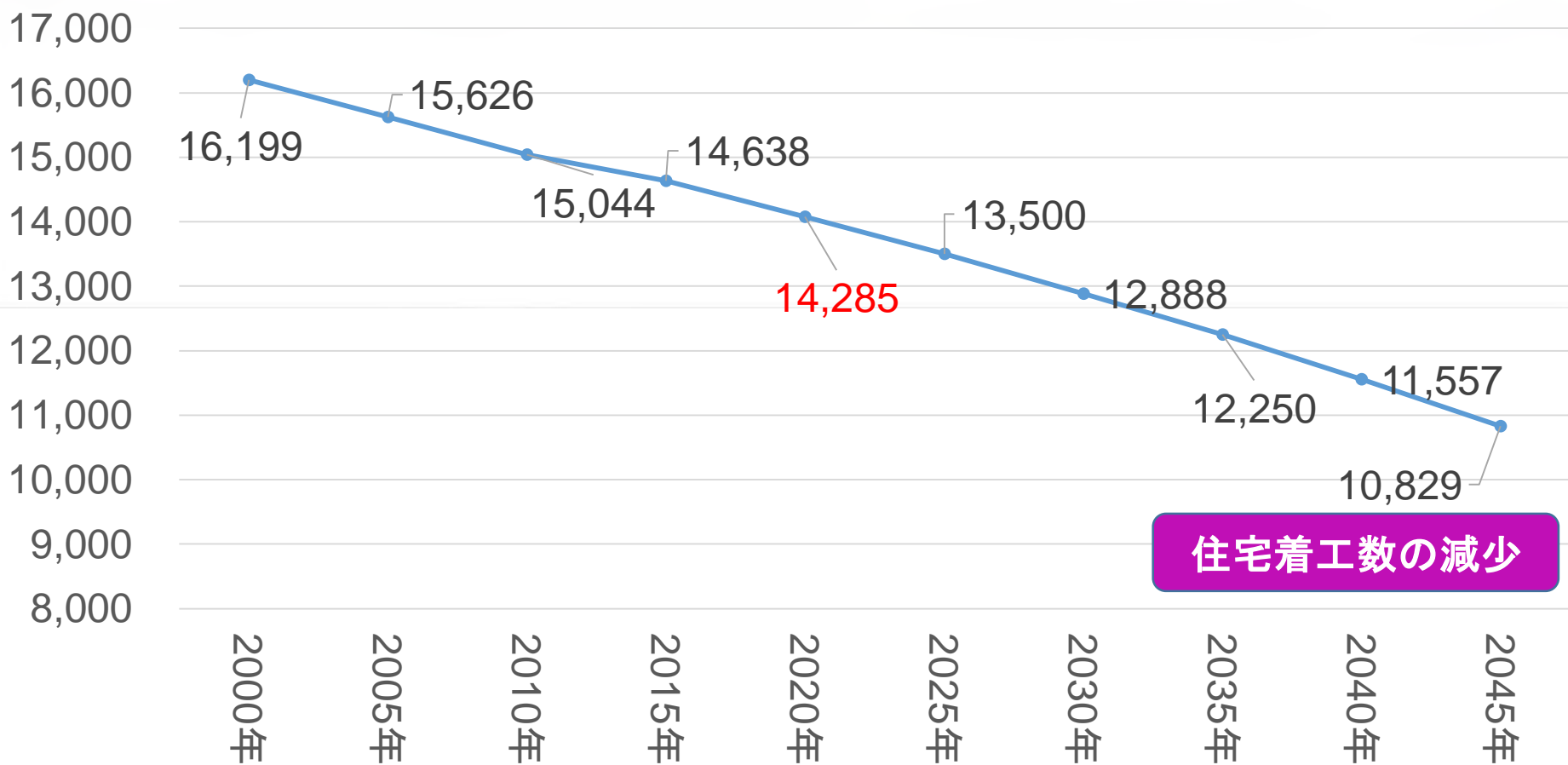


# 東みよし町の森林（人口の推移）

世代交代・高齢化による管理不足

東みよし町 人口ビジョン

※社人研=国立社会保障・人口問題研究所



住宅着工数の減少



# 森林経営管理制度の概要



## 森林経営管理制度 ～新たな森林管理システム～の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理

新たな制度を追加



経営管理が行われていない森林について  
「市町村」が仲介役となって  
森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築

林業経営に  
適した森林



経営管理を  
再委託



意欲と能力のある  
林業経営者

林業経営に  
適さない森林



市町村自ら管理

林野庁資料より作成

令和元年4月1日からスタート

# 森林経営管理制度の対象となる森林

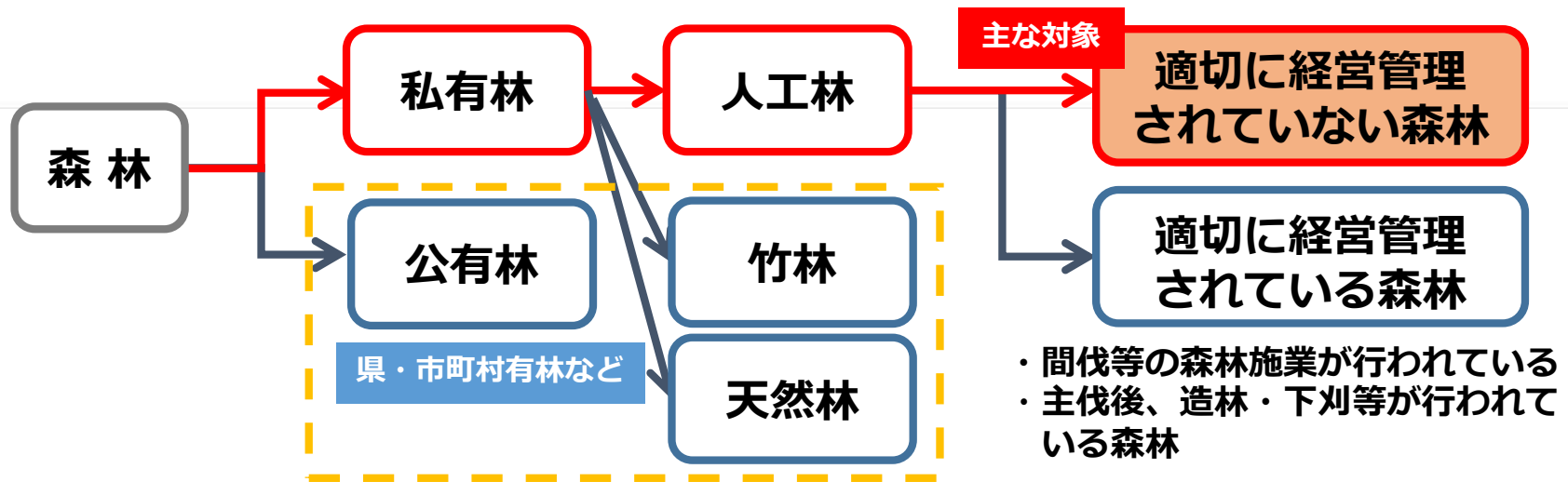
○この制度の主に対象となる森林は

## 経営管理が行われていない私有林人工林

例えば ・境界が明確化されていない森林

・間伐が1度も行われていないスギ・ヒノキの人工林

・50年生を越えて、木材生産が可能な林齢に達しているが、長い間施業を実施していないスギ・ヒノキの人工林



- ・間伐等の森林施業が行われている
- ・主伐後、造林・下刈等が行われている森林

※竹林・天然林は地域の実情に応じて対象とすることができる

# 森林経営管理制度の進め方

- ①市町村で整備を進めている**林地台帳**により、森林の情報を整理し、どのように意向調査を行うか計画を作成します。



- ②計画に基づき、森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する**意向調査**を順々に行います。



まずは所有者の  
意向調査から



- ③意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定していきます。



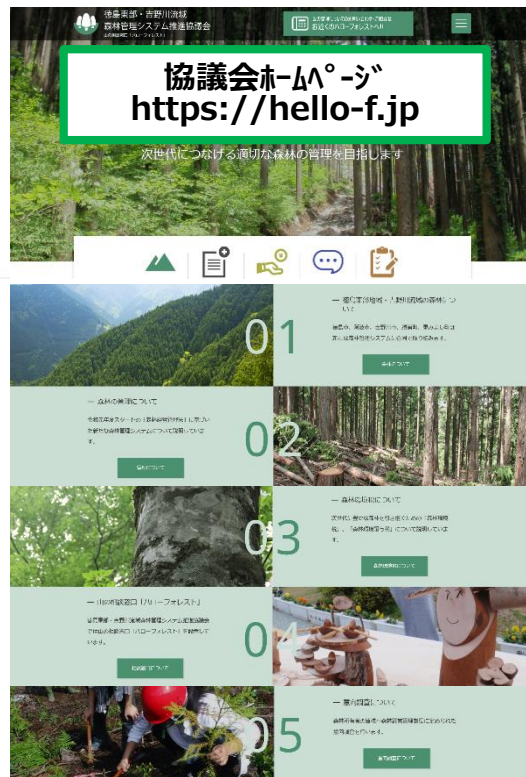
- ④林業経営体に**再委託**するか、**市町村が直接管理**をして、間伐などの山の整備を実施します。





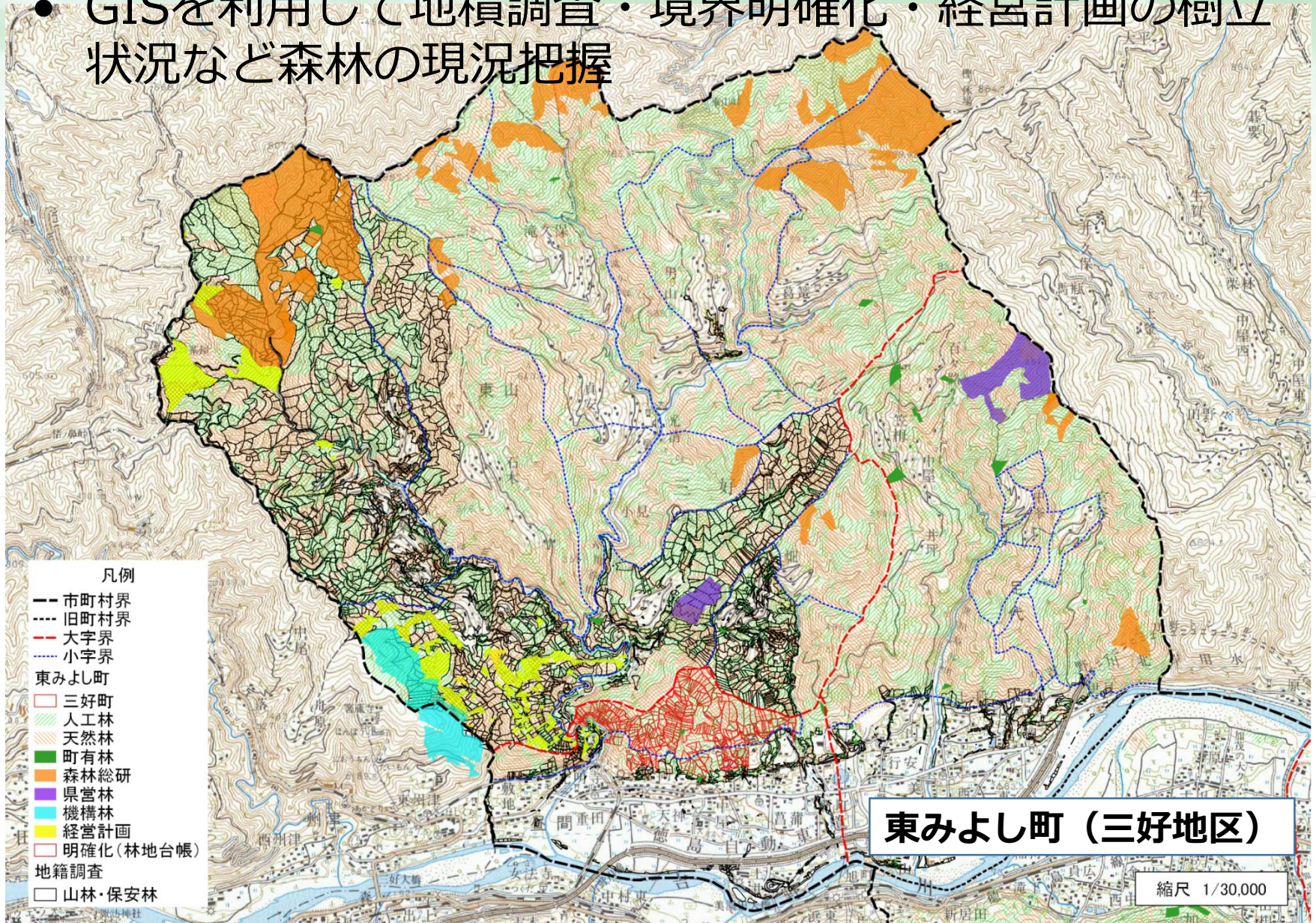
# 森林経営管理制度の進め方 ② 制度の周知

- パンフレットによる森林経営管理制度の周知
- ホームページの開設（制度、環境税、協議会etc）
- 制度説明会・個別相談会の開催



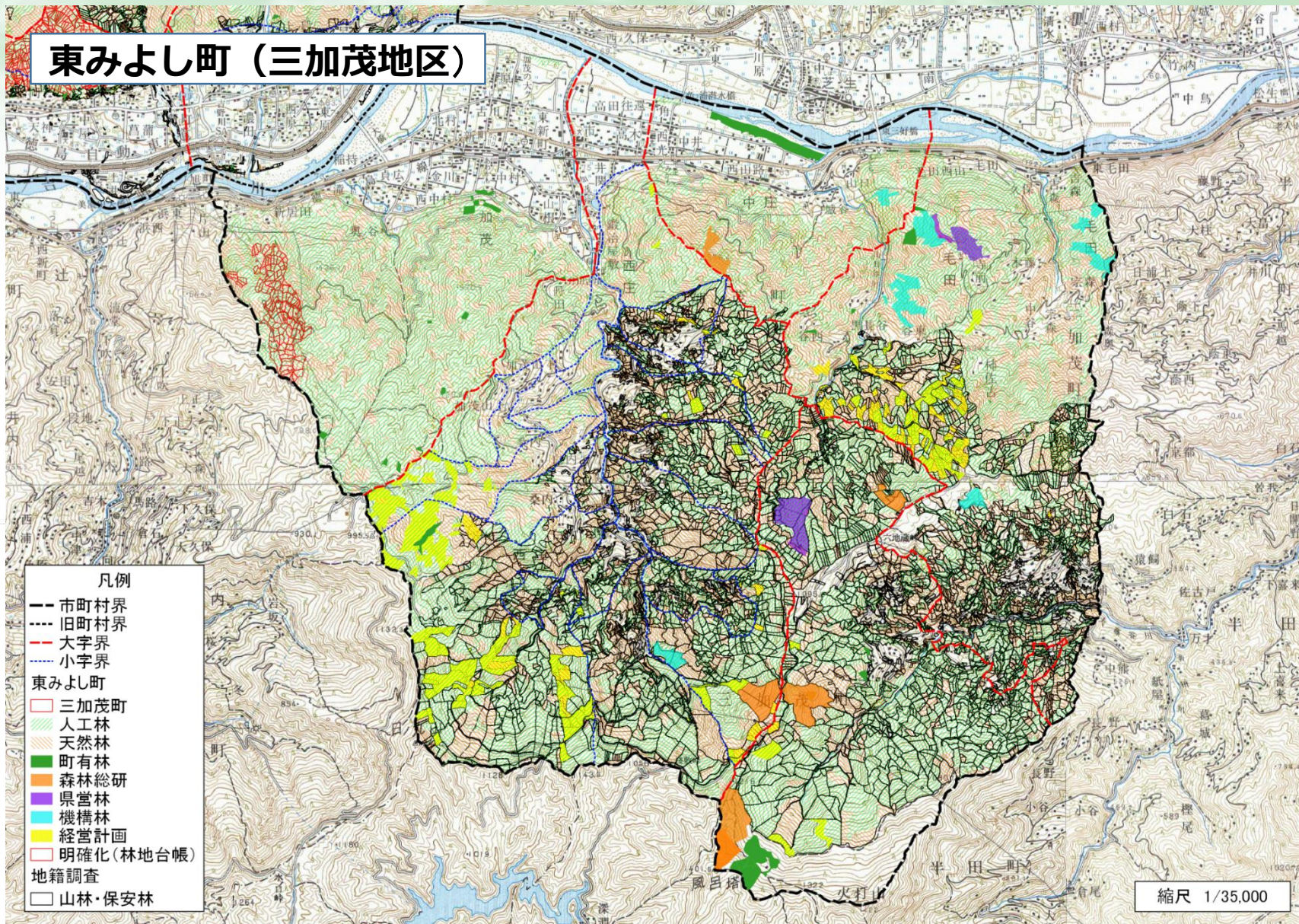
# 森林経営管理制度の進め方 ③ 森林情報収集

- GISを利用して地積調査・境界明確化・経営計画の樹立状況など森林の現況把握



# 森林経営管理制度の進め方 ③ 森林情報収集

## 東みよし町（三加茂地区）



# 森林経営管理制度の進め方

## ④ 意向調査計画

字界や小流域等で意向調査を行う区域を設定

**8地区を5年で詳細調査**

東みよし町		
三好地区	①	増川
	②	東山
	③	昼間
	④	足代
三加茂地区	①	大藤奥村
	②	三庄
	③	西庄
	④	加茂



# 森林経営管理制度の進め方

## ⑤ 意向調査

- 意向調査・・・森林を今後どのように管理していきたいかなど、所有者本人の意思を明らかにする重要な調査です。

### 調査表の内容

- Q1 森林所有者情報の確認
- Q2 所有森林の現況・管理の状況
- Q3 今後の管理の方法について
- 「市町村に委託したい」「自ら管理したい」
- 「森林組合に任せたい」「売却したい」など

### 調査の順番



5年程度で一巡できる計画をたて、各地区の具体的な整備計画などを検討しながら順次行っていきます。

ID

〒 —

〇〇市〇〇…

〇〇 〇〇 様

令和〇年度

森林経営管理法 第5条に定める

経営管理意向調査表

徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町 でつくる

徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会

森林経営管理法（平成30年法律第35号） 抜粋

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

※意向調査で得た情報については、森林経営管理法で定められた事務のみに利用します。

（意向調査内容の確認及び計画作成時の内容確認等）

なお、情報の管理については協議会を構成する市町の個人情報保護条例に基づき行います。

© We bでの回答は <https://hello-forest.com/>

〈QRコード〉



# 森林経営管理制度の進め方 ⑥ 地域計画の作成

意向調査以降のながれ

意向調査の結果 森林所有者から市町村に委託の希望があった場合

周辺の経営計画の樹立状況、意向調査の結果を調査

意向調査  
区域の明確化

森林経営計画が樹立  
されていない場合

森林経営計画が  
樹立されている場合

所有者  
の同意

- 現地確認
- 周辺の意向調査の確認

森林経営計画に編入  
※林業事業者による経営管理



整備計画の作成  
(経営管理権集積計画)

所有者  
の同意



**経営管理権の設定**  
※市町村に経営管理を委託

間伐などの事業の実施

測量成果を  
林地台帳に反映

# 森林経営管理制度の進め方 ⑥ 地域計画の作成

【意向が集約され森林の管理方法や整備計画が作成されるイメージ】



## 集約された意向により経営管理の方法を決定

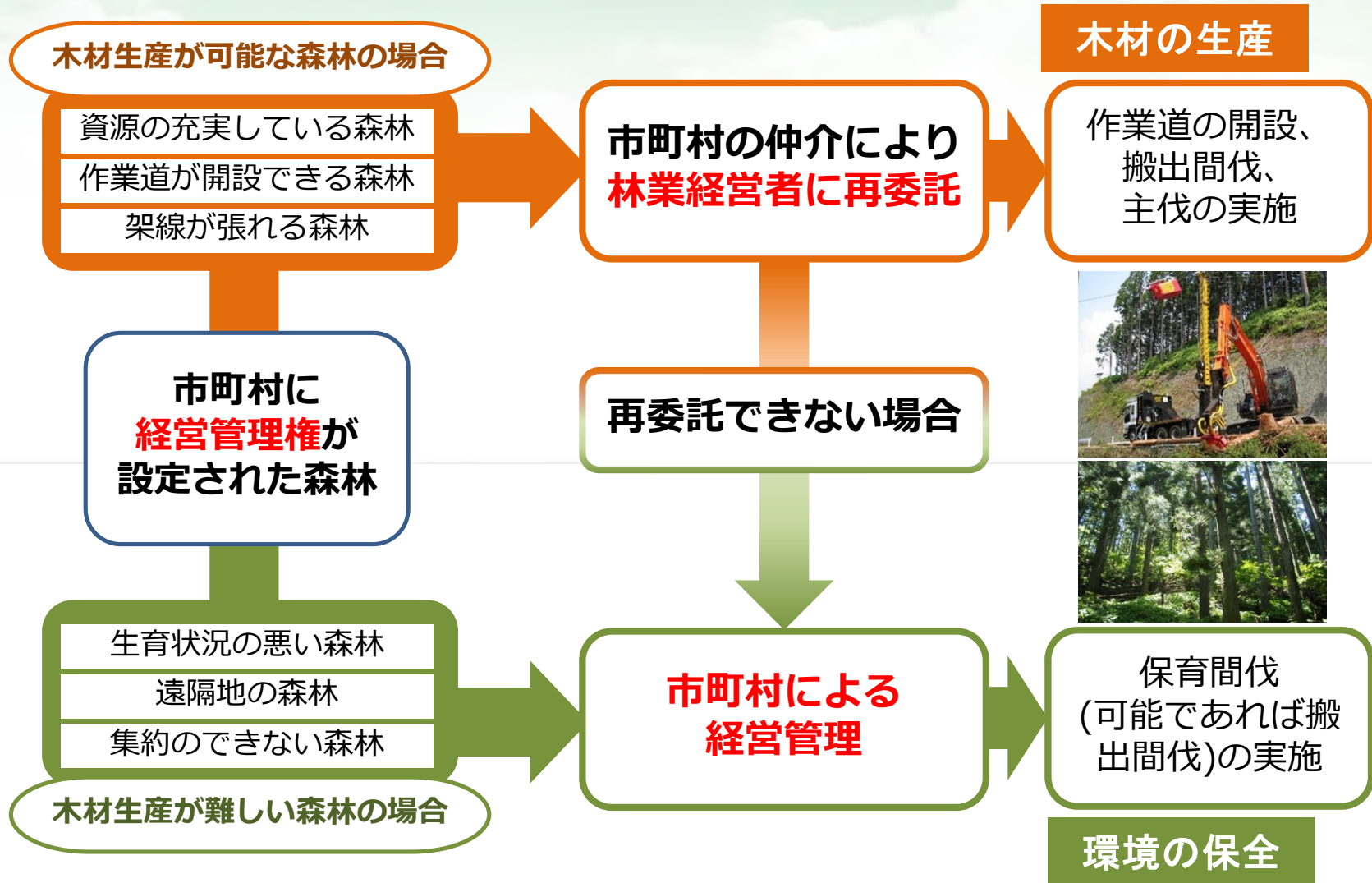
- 「市町村に委託したい」が多い区域 → **市町村が経営管理**
- 「民間に委託したい」が多い区域 → **林業事業者が経営管理**
- 「自分で管理している」が多い区域 → **引き続き適切な経営管理**
- 「売却・寄付したい」が多い区域 → **森林バンク(設立予定)に登録**
- 「回答なし、所有者不明」の区域 → **意向の確認、森林所有者の探索**

## 森林の整備計画を作成

- 既作業道を利用した
- 木材生産を計画**
- 森林環境の保全を**  
目指し保育間伐を計画

# 森林経営管理制度の進め方 ⑦ 事業の実施

経営管理権が設定された後のながれ



# 森林経営管理制度の進め方

- ①市町村で整備を進めている**林地台帳**により、森林の情報を整理し、どのように意向調査を行うか計画を作成します。



- ②計画に基づき、森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する**意向調査**を順々に行います。



まずは所有者の  
意向調査から



- ③意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定していきます。



- ④林業経営体に**再委託**するか、**市町村が直接管理**をして、間伐などの山の整備を実施します。



# 森林経営管理制度により期待される効果

林業の成長産業化 と 森林環境の保全 を目指して



- 温暖化防止
- 災害防止
- 水源かん養

- 木材生産
- 地域雇用
- 地域経済

# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

令和元年度税制改正において、  
森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

## ▶森林環境税創設の趣旨

- ①パリ協定の枠組みの下における、  
わが国の**温室効果ガスの排出削減目標**の達成
- ②近年、激甚化している山地災害の防止を図るため  
**森林整備の推進**

このような森林の多面的機能を発揮するために、市町村主導で行われる「新しい森林管理システム」の実施に必要な安定的な地方財源を確保するため、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、わが国の森林を支える仕組みとして創設されます。

※パリ協定COP21



日本の温室効果ガスの排出削減目標額の達成には、  
吸収量を確保する森林の整備が必要となります。

# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

## 税の徴収・交付のイメージ

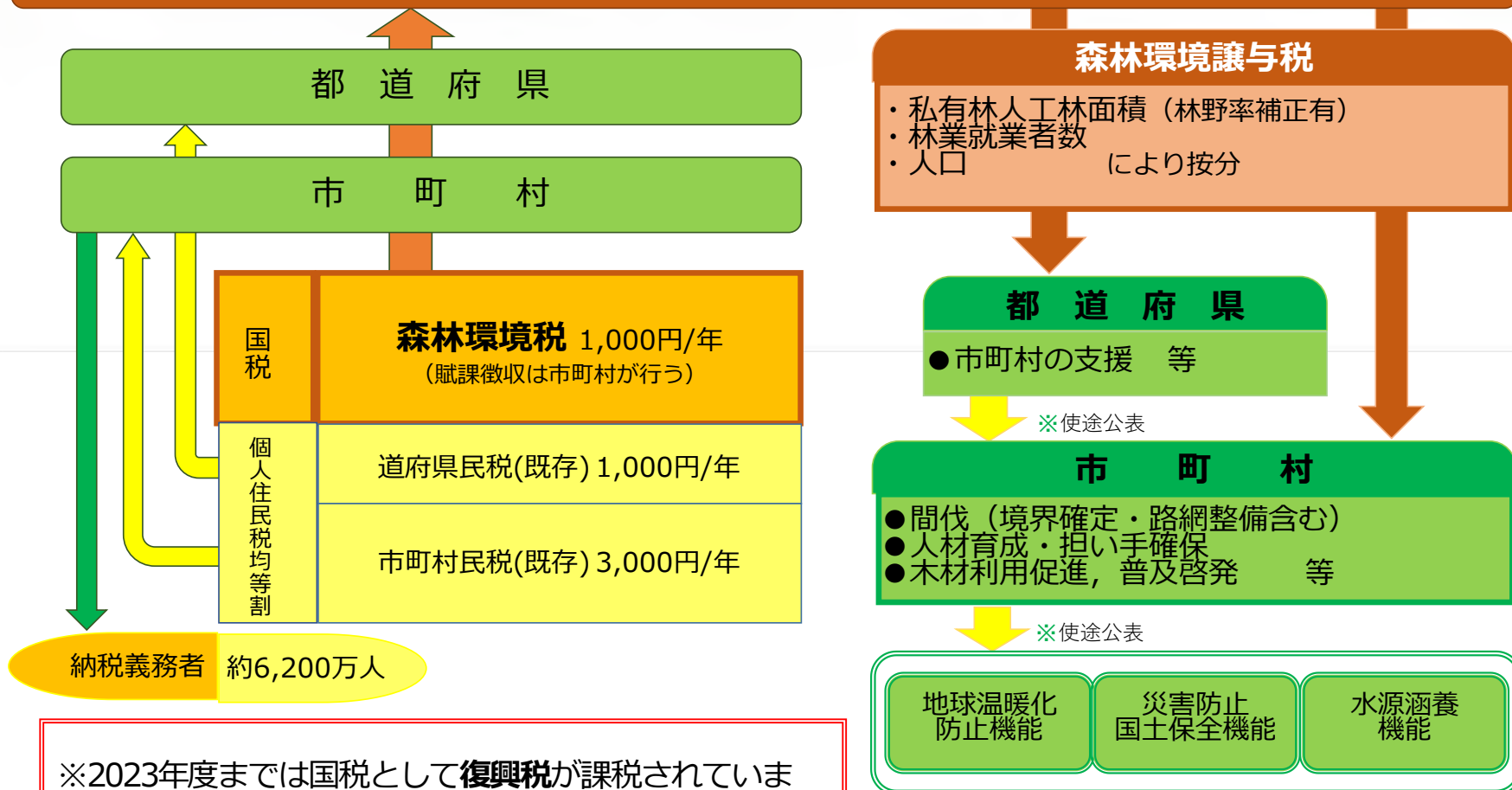
森林整備のために、必要な費用を、国民一人一人が広く等しく費用を分任して森林を支える仕組み

令和 6(2024)年度から施行

国

令和元(2019)年度から施行

### 交付税及び譲与税配布金特別会計

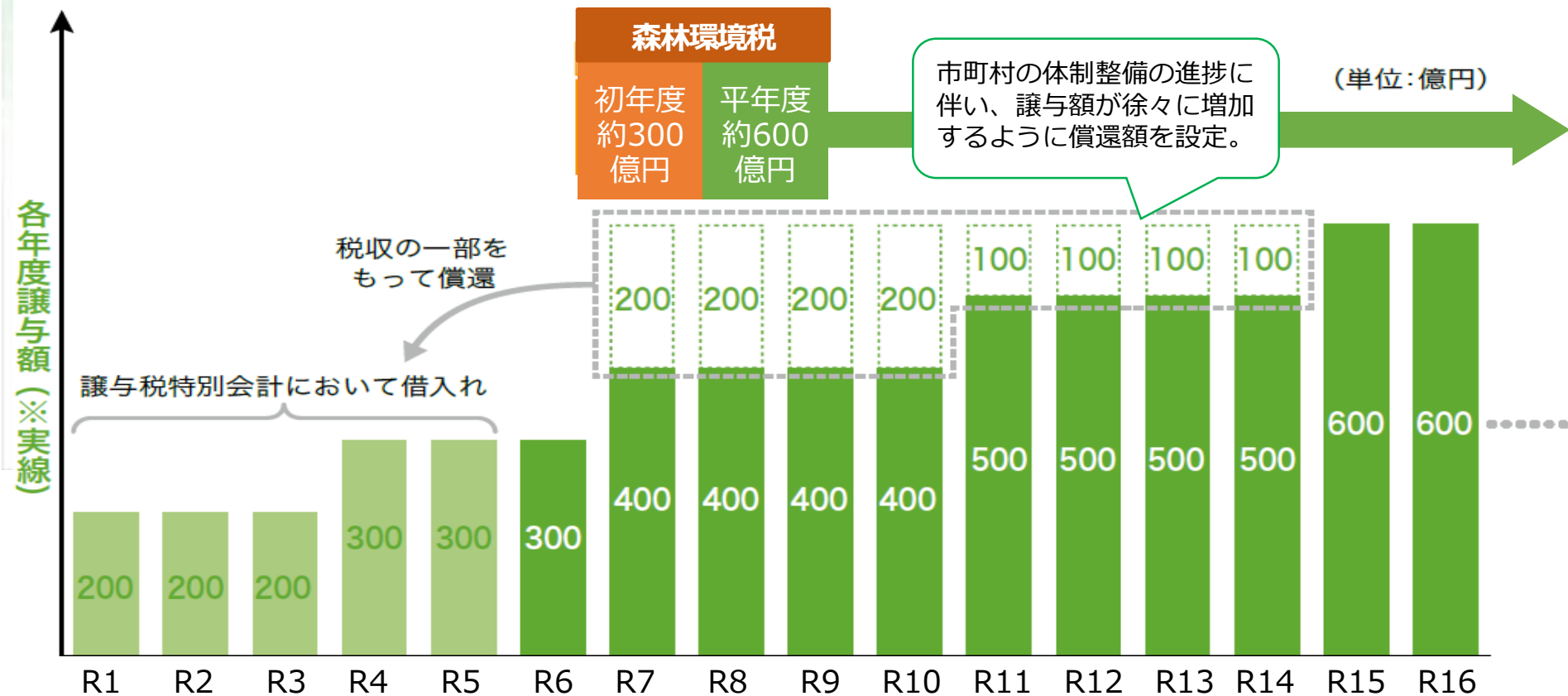


※2023年度までは国税として復興税が課税されています。



# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

## 森林環境譲与税の各年度の譲与額



## 森林環境譲与税の配分割合

50% : 私有林人工林面積    20% : 林業就業者数    30% : 人口

# 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

## 森林環境譲与税の使われ方

## 森林環境譲与税

### 森林経営管理法の 円滑な実施

- ・森林経営管理制度の実施
- ・森林整備
- ・集約化促進
- ・境界の確定



### 人材育成・担い手の 確保

- ・各種研修機関による人材育成
- ・担い手確保に対する支援



### 木材利用の促進

- ・木材を活用した公共建築物の整備
- ・竹材の利用促進
- ・木造設計アドバイザーの活用



### 普及啓発

- ・都市と山村の連携による森林整備
- ・森林環境教育
- ・木育活動の促進



### 事業実施体制 市町村支援

- ・地域林政アドバイザーの活用
- ・近隣市町村との連携
- ・市町村職員の研修
- ・都道府県による事務代行



### 多くの森林をもつ山間部の市町村では

新たな森林管理システムを活用して、これまで手入れのできていなかった森林の整備、その経営管理を担う人材育成・担い手の確保を推進します。

### 森林が少ない都市部の市町村では

木材利用の促進や、山間部の市町村との連携による森林環境教育などの普及啓発に取り組みます。

# 徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町 でつくる 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会

- ・設立 令和元年10月18日

- ・協議会会員

徳島市 阿波市 吉野川市 勝浦町 東みよし町

徳島県林業戦略課 徳島県東部農林水産局 徳島県西部総合県民局

徳島森林づくり推進機構(協議会事務局)

- ・設立の目的

新たな森林管理システムを円滑に実施するため、制度の周知や森林所有者への意向調査など、各市町で行うこととなった共通の事務を合理的に実施するとともに、外部有識者の技術的な支援を得られるよう合同で取り組むこととし、**適正な森林管理**を通じて、

**「森林吸収源対策の推進」**及び**「山地災害等の予防」**を目指す。

# 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会の取り組み

- ・森林経営管理制度の周知パンフレット作成・送付  
～林地台帳に登録のある森林所有者に、新しい制度のお知らせ～

東みよし町	3,599件	林地台帳の登録情報の一部が古く、 返還された郵便物も多くあったため、 正しい情報に更新していきます。
阿波市	2,367件	
徳島市	3,627件	
吉野川市	4,000件(調査中)	
勝浦町	1,629件	



- ・森林経営管理制度の説明会及び個別相談会の開催  
～新たな森林管理システムなどの説明会と同時に「山の相談会」の開催～

令和2年2月2日	阿波市	説明会参加者128人/相談会参加者55人
2月12日	東みよし町	
2月27日	勝浦町	
3月6日	徳島市	
3月14日	吉野川市	

令和2年度以降は  
意向調査を実施する区域の森林所有者を対象に  
意向調査内容などに関する**地域説明会**を予定しています

# 徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会の取り組み

## 山の相談窓口「ハローフォレスト」の開設

森林経営管理制度についてのお問い合わせや山の管理のことなど  
山に関するご相談は、**ハローフォレスト**にお問い合わせください。

**ハローフォレスト**

**☎088-679-4170**

徳島市川内町平石住吉209番地5  
徳島健康科学総合センター2階

✉hello-f@foresut-tokushima.or.jp

**徳島森林づくり推進機構**

ホームページ

<https://hello-f.jpz>

**お気軽に  
お問合せください**



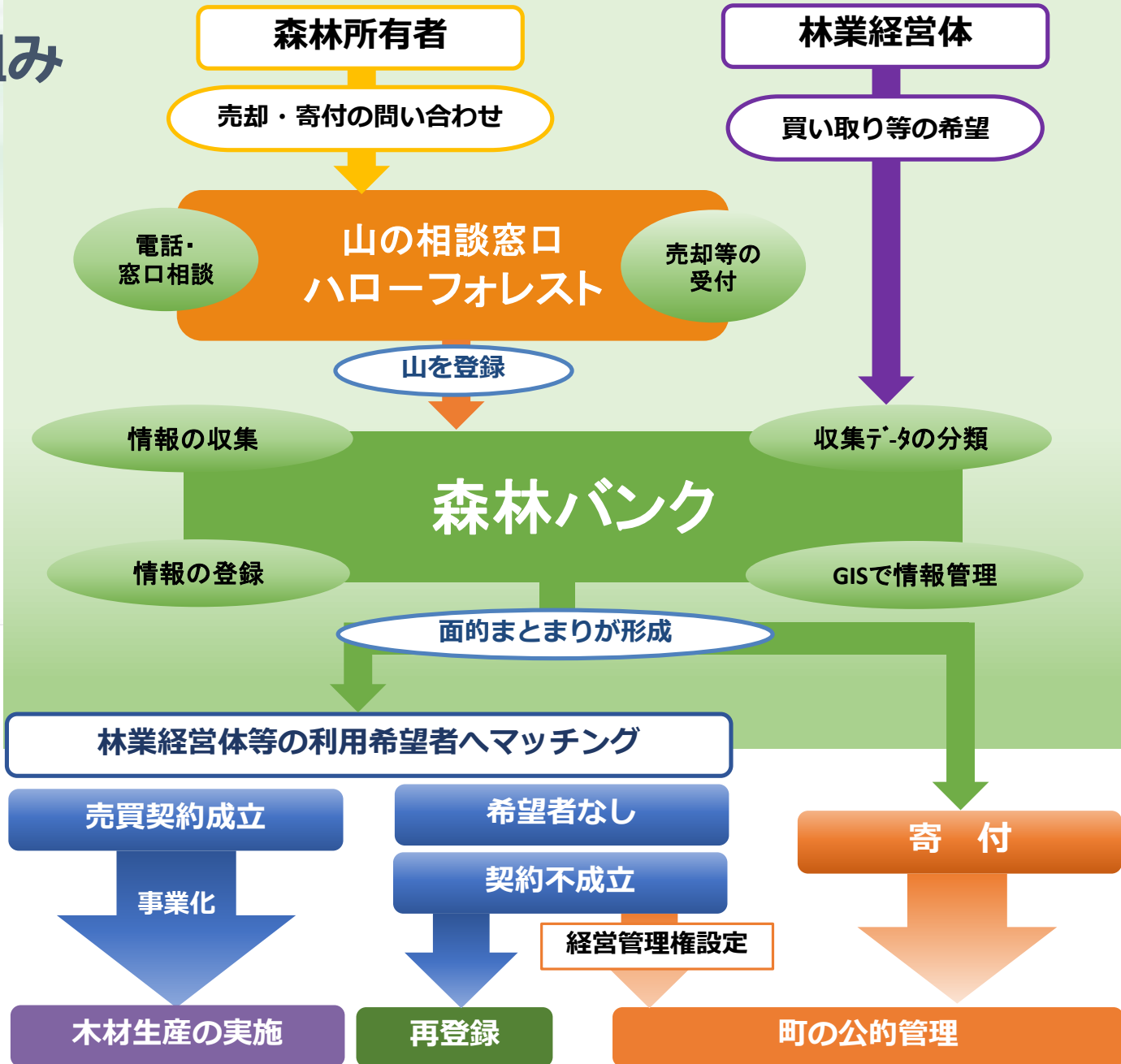
- 電話相談 : 平日9:00~17:00
- 窓口での個別相談 できるだけご予約をお願いします。
- 山の所在地や山の状況などの分かる資料をご準備ください。

# 協議会の取り組み

## 「森林バンク」 (設立予定)

森林バンクは、山林の売却を希望する森林所有者の情報を登録し、集約ができた地域から、林業事業体などの購入希望者へ提案をしていく、公正な売買等取引を支援するシステムです。

山林の売却、寄付に関するご相談もハローフォレストまでご連絡ください。



## 令和2年以降の協議会の事業計画

### 森林経営管理制度を活用した新たな取り組み

- ・ハローフォレスト(問い合わせ・相談窓口)
- ・森林管理システムの構築(林地台帳情報の修正と更新)
- ・アンケート形式による意向調査の実施
- ・意向調査区域の区域説明会の開催
- ・アンケートの回答を得られなかった森林所有者の個別訪問
- ・意向調査実施区域(予定区域)の境界の明確化
- ・意向調査の結果を反映した事業計画(間伐・主伐など)の作成
- ・林業事業者への再委託、市町による事業の実施

森林所有者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。